平成２７年（フ）第１３７号
金沢市円光寺本町12番１号　北島マンション302号、従前の住所金沢市桜町10番44号
破産者　増山由里香
１　決定年月日　平成27年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第６号
三重県伊賀市丸柱1047番地の４
破産者　市川冨士男
１　決定年月日　平成27年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第２１３号
広島市西区観音本町２－３－３　第３サンパレス702、住民票上の住所広島市西区小河内町１丁目３番16号
破産者　どうぶつランド　ガンちゃんこと　岩本真紀子
１　決定年月日　平成27年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４３号
東京都中央区日本橋浜町２－10－７　エフローレ日本橋浜町302号
破産者　中川　俊司
１　決定年月日　平成27年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４４号
東京都中央区日本橋浜町２－10－７　エフローレ日本橋浜町302号
破産者　中川美智子
１　決定年月日　平成27年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９２号
愛媛県松山市中央１丁目11番５号　サントノーレ中央301号
破産者　鶴居　秀夫
１　決定年月日　平成27年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１号
愛媛県西予市三瓶町津布理２番地２
破産者　酒井　国治
１　決定年月日　平成27年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２６年（フ）第２５４号
神奈川県秦野市室町２番33号
破産者　石田　真美
１　決定年月日　平成27年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３１６号
神奈川県小田原市穴部25番地の１　グランドコート201
破産者　片岡　俊彦
１　決定年月日　平成27年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４４７号
神奈川県秦野市文京町７番25号
破産者　番匠　　滿
１　決定年月日　平成27年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第８１号
神奈川県厚木市及川２丁目12番５号
破産者　牧野　信行
１　決定年月日　平成27年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１８４号
神奈川県小田原市中里76番地の４　アメージングエステート３―201
破産者　木村　隆之
１　決定年月日　平成27年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第８４号
長崎県長崎市田上４丁目11番48号
破産者　河内佐代子
１　決定年月日　平成27年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５１号
熊本市南区御幸笛田７丁目８番31号
破産者　日添　貴史
１　決定年月日　平成27年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３５号
鹿児島県鹿屋市野里町3021番地１
破産者　古里　春夫
１　決定年月日　平成27年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第８６９号
札幌市豊平区平岸四条８丁目４番19号　マンション登喜和10号、申立時の住所札幌市豊平区月寒西１条11丁目２番28号　真田コーポ202号
破産者　青木　慎司
１　決定年月日　平成27年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８５号
千葉県旭市塙1314番地
破産者　松山　　暁
１　決定年月日　平成27年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１５８３号
名古屋市名東区引山３丁目605番地　市営引山荘５棟101号
破産者　小出　知子
１　決定年月日　平成27年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１９号
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅２棟111号、従前の住所名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅１棟608号
破産者　鈴木マリベルこと　ＳＵＺＵＫＩ　ＭＡＲＩＢＥＬ　ＳＴＡ　ＲＯＭＡＮＡ
１　決定年月日　平成27年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部